

## 第3章 後期プラン策定の基本的考え方

### 1. 後期プランの基本理念と目標の視点

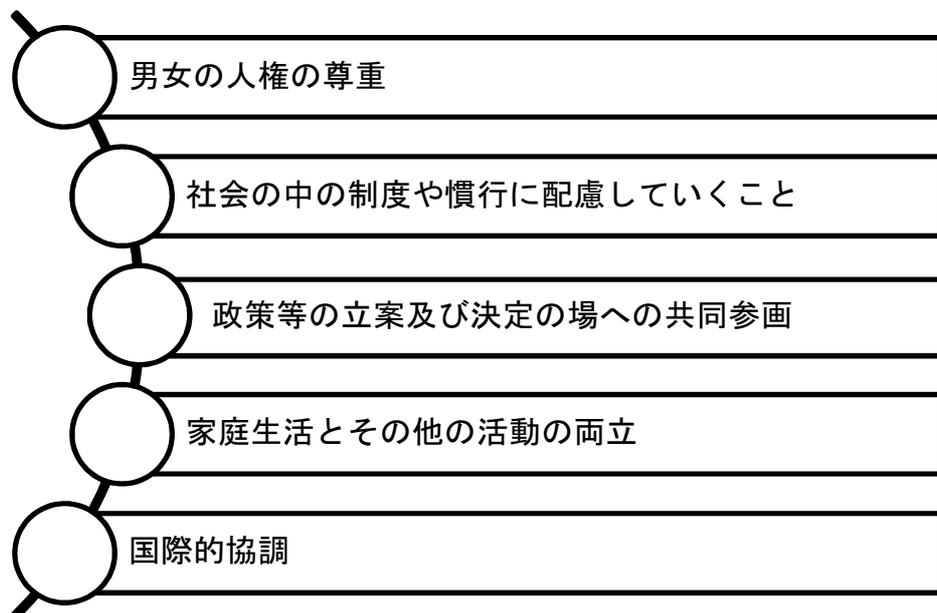
本市では、すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を發揮しながら、多様な生き方を選択し、職場、学校、家庭、地域などあらゆる場面において自分らしく、いきいきと暮らすことができるまちづくりを目指しています。

そのことから、太宰府市男女共同参画プランは、太宰府市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づいて行政施策のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的かつ計画的な推進を図るために今後の目標と施策の方向性、事業の内容を明らかにするものです。

後期プランにおいても基本理念及びプランの柱となる目標は、継承し推進していきます。

#### ● 基本理念

### 太宰府市男女共同参画推進条例の5つの理念



「太宰府市男女共同参画推進条例のあらまし」より抜粋

## ●目標の視点

### 目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

固定的な性別役割分担意識を解消するため、学校、家庭等における教育、学習を充実させるとともに男性や若者世代への理解促進を進めます。

施策の方向1・2・3

### 目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、働く場面や地域など様々な分野での女性の活躍とそれを支える環境の整備を進めます。

施策の方向4・5・6・7・8・9

### 目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

男女共同参画の基盤である人権の尊重と健康支援を図り、困難を抱える人を支援し、多様性を活かした共生社会を進めます。

施策の方向10・11・12・13

### プランの推進体制

本市の男女共同参画を推進するため、推進体制を整備し、市民との連携を図っていきます。

## 2. 後期プランの性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び太宰府市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画です。

国の「男女共同参画基本計画」や福岡県の「男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、「太宰府市総合計画」を支える個別計画として、他の関連する諸計画との整合性を図りながら、本市の男女共同参画社会の形成を促進するための指針となるものです。

なお、目標2の施策の方向4から7は、「女性活躍推進法」に規定する市町村計画を、また、目標3の施策の方向10は「配偶者暴力防止法」に規定する市町村計画を兼ねるものとします。

**「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村計画**

・施策の方向4・5・6・7

**「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村計画**

・施策の方向10

### 3. 後期プランの期間

平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間とします。  
但し、社会情勢等の変化により見直す場合もあります。

### 4. 後期プランの進捗管理

計画の達成度を測るため、事業の進捗状況と課題を整理し、効果的な推進につなげます。

- ① 各事業の実施にあたっての方針を定め、数値で指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。但し、事業の性質上、目標を数値化できないものは、個別の実施状況等をヒアリングしていきます。
- ② 毎年度、太宰府市男女共同参画推進本部会議及び太宰府市男女共同参画審議会に報告を行い、同審議会より評価を受けます。
- ③ 年次報告書として公表し、次年度以降の取組に活かしていきます。

